



こんにちは。
町長です。

～し尿処理事業の統合について～

去る1月25日に、秩父地域の1市4町の首長と皆野・長瀬下水道組合管理者で、地域内のし尿処理事業の統合に関しての覚書を締結いたしました。

し尿処理については、小鹿野町では平成4年から使用を開始した小鹿野町衛生センター（伊豆沢地内）で、秩父市、横瀬町は秩父市清流園で、皆野町、長瀬町は溪流園で行っています。

これらの3つの処理施設は、老朽化が進むとともに、生し尿に適した処理構造になっていることから現在増加している浄化槽汚泥の処理に適していないこと、更に将来的に人口減少や公共下水道の普及によりし尿処理量も減少が予想されることなどから、1市4町でし尿処理事業の統合について協議検討を重ねてまいりました。

令和2年度には、秩父域し尿処理事業広域化準備室を設置し、その後、し尿処理事業広域化基本計画を策定いたしました。基本計画の策定に当たっては、パブリックコメントを実施したり、住民説明会を開催いたしました。これらのことを踏まえ、今回の覚書の締結に至りました。

覚書の主な内容としては、

- ①統合の期日は令和5年4月1日とする。
- ②統合の方法は、関係団体のし尿処理事業を統合するものとし、次の事務を秩父広域市町村圏組合の一事務とする。
 - ・生し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。
 - ・生し尿収集に関すること。（小鹿野町を除く）
 - ・浄化槽清掃及び収集運搬の許可に関すること。

（小鹿野町を除く）

小鹿野町だけは、生し尿及び浄化槽汚泥の処理だけを共同処理する事業に参画する予定です。それ以外の事業は町に残し町の管理下の元で事業を進めてまいりたいと考えています。その理由としては、3施設を1施設に統合して共同処理することは財政的メリットも大きいと思いますが、生し尿の収集事業などは他の市町等と違い、小鹿野町の現在のやり方の方が町民へのサービス提供面や公平性などの点でメリットも大きいと考えられることからです。また、町民の皆様が心配される収集手数料も町の考え次第でコントロールが可能となることも挙げられます。

③新施設が完成し供用開始になるまでは、3施設において現行どおり処理を実施し、3施設の維持管理費用は現有施設を有する各市町がそれぞれ負担する。

以上のような内容の覚書が締結され、今後事業が展開されることとなります。今後主な事務としては秩父広域市町村圏組合規約の変更について各市町等の議会の議決、県知事の許可を受けることとなります。

新しいし尿処理施設が完成するのは、基本計画では令和11年度となっていますので、それまでに様々な協議検討が必要となります。特に、新施設ができる地元住民の皆様のご理解とご協力がなければ施設建設は困難ですので、より慎重で丁寧な説明をしていく必要があると感じております。

1市4町でしっかり連携してこの事業推進に取り組んでまいりますので、町民の皆様にはご理解を賜りたいと存じます。

小鹿野町長 森 真太郎